

妊婦健康診査助成にかかる財政措置を求める意見書

妊婦健康診査を経済的理由等により受診しない妊婦が増加傾向にある。また、医療機関での受け入れ態勢が脆弱であることによる痛ましい事故など、母体や胎児の健康を確保するための環境整備は十分とはいえない。

厚生労働省は、平成 19 年 1 月 16 日付けで全国の自治体に対し、妊婦健康診査の公費負担回数は 14 回程度が望ましく、少なくとも 5 回程度を実施することが原則である旨の通知をした。この通知を受け、公費負担の充実を図る自治体が増加しているが、その回数は、数回から 14 回までと自治体によりさまざまであり、平成 20 年 4 月現在、全国平均は 5.5 回となっている。

少子化社会の到来が叫ばれて久しく、国をはじめ各自治体においても、多様な少子化対策と子育て支援の取り組みが行なわれているところであるが、残念ながら未だ少子化に歯止めがかかっていない状況にある。

妊婦健康診査の公費負担は、すこやかな妊娠と出産の基盤となるものであり、自治体の財政力により地域格差が生じるような事態は断じて避けなければならない。健康保険制度と同様に、どこでもだれもが安心して受診できることは、母体や胎児の健康確保を保障するものであり、その費用は国が責任をもって負担すべきである。

よって、町田市議会は政府に対し、安心して出産し子育てできる環境の整備をより一層推し進めていくために、妊婦健康診査にかかる補助制度等の財政措置を講ずるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。